｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.962

β　0.965

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［略］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛4,639千円×（A × B）＋1,310千円×（C × D）｝× 0.03709

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　Aに0.023を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A ＋ B）× α ＋ C × β −（A ＋ B ＋ C）× γ ＋ D ＋ E ＋ F｝× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.93

β　0.96

γ　0.075

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00595975）× 0.75 −（A × 0.00286316）× 0.75 ＋（A × 0.00715170）× 0.75 −（A × 0.00345486）× 0.75

［略］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00327209）× 0.75 −（A × 0.00156945）× 0.75 ＋（A × 0.00392651）× 0.75 −（A × 0.00189577）× 0.75

［略］

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.103

β　1.098

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［同上］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛4,069千円×（A × B）＋1,263千円×（C × D）｝× 0.03705

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　Aに0.022を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A ＋ B）× α ＋ C × β −（A ＋ B ＋ C）× γ ＋ D ＋ E ＋ F｝× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.90

β　0.94

γ　0.07

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00611477）× 0.75 −（A × 0.00303342）× 0.75 ＋（A × 0.00733772）× 0.75 −（A × 0.00366011）× 0.75

［同左］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00357008）× 0.75 −（A × 0.00173102）× 0.75 ＋（A × 0.00428409）× 0.75 −（A × 0.00209026）× 0.75

［同左］